

令和 6 年
第 1 2 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 6 年第 1 2 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水）午後 3 時

会場 立川市役所 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - （ 1 ） 事務報告
 - （ 2 ） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - （ 3 ） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第 1 号 都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について
 - 議案第 2 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
 - （ 1 ） その他
- 6 閉会

令和6年第12回立川市農業委員会総会

令和6年12月25日（水）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	鴻 地 文 武 君
2番	嶋 田 貞 芳 君	11番	岩 崎 紗 矢 佳 君
3番	高 杉 晋 一 君	12番	高 橋 浩 久 君
4番	内 野 智 行 君	13番	宮 岡 広 行 君
5番	橋 本 良 子 君	14番	田 中 佐 一 君
6番	浅 見 恵 子 君	15番	清 水 茂 男 君
7番	宿 谷 豊 君	16番	川 野 進 君
8番	横 幕 玲 子 君	17番	岡 部 良 己 君
9番	森 谷 一 郎 君		

事務局職員

局長 井 上 隆 一 君

次長 八 谷 俊 太 郎 君

係長 熊 谷 寛 君

主事 小 林 史 弥 君

午後 3 時 0 1 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。本日は本当に暮れのお忙しい中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

今年 1 年間、本当に皆さんの御協力によりまして、農業委員の活動、また行事等について、何とか何の問題もなく 1 年間を進めることができて、本当にありがとうございました。また来年も引き続き変わらぬ御協力をぜひよろしくお願いしたいと思います。

ここで急に気温も下がって非常に寒くて、特にこの関東地方は雨が降らないということは非常に乾燥していて、今インフルエンザも非常にはやっているということです。ぜひ皆さん、体には、もうあと残り何日でございますので、風邪を引かずに今年 1 年を終えていただきたいと思います。年が明けたら皆さんとは元気な姿でまたお会いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 6 年度第 1 2 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。

今回は、5 番の橋本委員、6 番の浅見委員にお願いしたいと思います。

それでは、（１）事務報告、（２）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 4 件、（３）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 1 件、一括して事務局より報告をお願いします。

局長 それでは、初めに報告事項、（１）事務報告を行わせていただきます。

恐縮でございます、着座の上、御報告申し上げます。

12月3日火曜日、たちかわ農業だよりの取材を編集委員及び事務局で行いました。

12月5日木曜日、令和6年度第3回農地パトロールを土地利用部会と事務局で行いました。

12月13日金曜日、農地流動化現地見学会が都内圃場で行われ、農地利用最適化推進委員と岡部委員、事務局が出席をいたしたところでございます。

12月16日月曜日、地区別農業委員会職員検討会が開催をされまして、事務局が出席をさせていただきました。

12月17日火曜日、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席をされました。

委員会といたしまして、12月16日月曜日に12月の総会に向けた現地調査を、25日水曜日午後3時より第12回総会、終了後、全員協議会を開催をいたします。

明日以降の予定でございます。

1月7日火曜日、北多摩地区農業委員会連合会の理事会が開催をされまして、会長、事務局が出席を予定をいたしております。

1月9日木曜日、都市農地等保全に向けたワークショップが開催され、事務局が出席予定となっております。

1月16日木曜日、地区計画の説明会を開催予定でございます。会長職務代理、岡部委員、川野委員、事務局が出席を予定をしております。

1月17日金曜日、東京都農業会議常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席をされる予定でございます。

委員会といたしまして、1月15日水曜日に1月の総会に向けた現地調査を、24日金曜日午後3時より第1回総会終了後、全員協議会を開催予定でございます。

報告事項、(1)事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する報告でございます。

報告事項、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届

出 4 件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名・住所につきましては、記載のとおりでございます。

1 件目、農地の所在は一番町 4 丁目の 4 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 1, 7 7 9 m²。転用目的は事業用地でございます。

2 件目、農地の所在は幸町 5 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 6 1 6 m²。転用目的は住宅用地でございます。

3 件目、農地の所在は幸町 5 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 2 4 3 m²。転用目的は駐車場用地でございます。

4 件目、農地の所在は柴崎町 5 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 1 0 4 m²。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項、（3）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名・住所につきましては、記載のとおりでございます。

農地の所在は一番町 3 丁目の 3 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 1, 7 7 3 m²。転用目的は事業用地でございます。こちらは公共工事における貸借の一時転用となります。周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

ただいま報告のありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、これで報告事項については終了をいたします。

続きまして、議案第 1 号、都市農地貸借円滑化法の規定によ

る事業計画の審査・決定について、２件、議題に呈します。

今回は複数でございます。１件ごとに説明と申請者への意思確認等を行いたいと思います。

それでは、事務局より議案第１号の１からまず説明をお願いしたいと思います。

次長 そうしましたら、議案第１号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定につきまして、御説明のほうをさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

先ほど会長からもお話がありましてとおり、本日は議案第１号につきまして２件ございますので、１件ずつ御説明のほうをさせていただきます。

議案第１号の１、現地調査を借受人立会いの下、嶋田職務代理、清水委員、森谷委員、事務局で行いました。

この農地は今年の６月から農地法３条に基づき貸借を始めたところとなります。もともと生産緑地に指定されておりましたが、相続の際に指定を解除したため、農地法第３条による貸借としておりました。令和７年１月より生産緑地として再指定することとなりましたので、今回、都市農地貸借円滑化法による貸借へと変更をするものでございます。

略図の１を御覧ください。略図１は、天王橋交差点の南西、住宅街の中に広がる農地となります。事業の内容といたしましては、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定し、植木の生産を行うというものでございます。

審査要件について確認をしてみたいです。

審査要件の①全部効率利用要件ですが、借受人は認定農業者として現在約３万㎡以上の農地を耕作しており、貸付人も１割以上の従事することとなっていることから、農地全体にわたって効率的に利用する要件を満たすものと考えております。

続いて、審査要件の②農作業の常時従事要件は、申請者の従事日数が年間２８０日となっておりますので、要件を満たしていると考えます。

審査要件③地域との調和要件ですが、住宅街に広がることから、農薬等散布は防除基準に従うことや、地域に調和した品種の選定や栽培方法に配慮した営農を行うとのことですので、問題が生じることはないものと考えます。

また、本法律における要件、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、都市住民が農業を体験する取組など、複数の要件のうち1つ以上満たす必要がございます。本計画では、地域の特性に応じた作物の導入・生産を行うとのことですので。こちらは住宅地の中であることから、3年ほどで出荷できるものを選定し、高木にならないように配慮して生産を行うとのことでした。このため、要件を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えてございます。

議案1号の1の説明については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の1について、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

まず初めに、清水委員、よろしくお願いします。

15番 こちらの畑ですが、畑にはソヨゴ、オリーブの苗木が植栽されておりまして。また、この畑の周りは住宅街のために、近隣住民に迷惑がかからないという配慮がされていて、畑の中に搬出用の道路も設けられておりまして。肥培管理も良好で、特段問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田職務代理、お願いします。

2番 今、清水委員が言ったように肥培管理も良好ですし、この方ですけれども、ほかの場所も貸借のほうをやっておりますので、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 続きまして、森谷委員、お願いします。

9 番 ほかの委員が言われたとおり、問題ないと思います。付け加えることはありません。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は非常にお忙しい中お越しいただきまして、大変ありがとうございます。都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画などについて御説明等お願いしたく、本日出席をお願いしました。御理解の上、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、私のほうから何点か質問させていただきたいと思います。もういろんなことでよく御理解はしているかと思えますけれども、よろしくお願いします。

まず、この法律は、生産緑地の貸借の制度を整備し、都市農地の有効活用を図ることを目的として、平成30年度に施行されたものでございます。本法律において、申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査・決定し、市長が認定することにより、貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の用に供していることが要件となっております。申請人におきましては、地域の特性に応じた作物の導入を行うという計画を掲げられております。そこでお聞きします。当該事業内容の詳細について御説明をお願いしたいと思います。

申請人 皆さん、こんにちは。よろしくお願いします。

それでは、説明させていただきます。

私も現在、長男と、あと外部の臨時雇用ということでアルバ

イトさんみたいな者、常に２人、週３日ずつとか４日、ないし、忙しいときはそれ以上来てもらっているというような状況なんですけれども。それで、なかなか昨今、売れる品物というのがどうしても連作障害を起こしやすいということで、昨年度に引き続きこの法律にのっとってお借りしたということで、今回のお借りする畑は、やはり昨年と同様に、主にソヨゴという木をこの秋から植え始めたんですけれども、なるべく住宅街なものですから大きくしないで、早めに作柄を回転させていくという意味でも、面積は多少、大小にかかわらず借りられればなと思って、それで申請いたしました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、同事業計画の認定につきまして、貸付人の責務について掲げなくてはならないようになっておりますので、具体的には、借受人の年間事業日数の１割程度を貸付人が従事する必要があります。これは将来相続税が発生した際に主たる従事者の証明の発行を担保するために、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画しておくものでございます。そこでお聞きします。貸付人の従事作業等関与の仕方について、お聞かせいただきたいと思います。

申請人 貸付人の方におかれましても、特に作業とかいう作業ではないんですけれども、やっぱり年間を通して３０日ぐらいは畑の見回りに来ていただいたり、もし近隣で何かトラブルがあったりした場合には、当然借主である僕もそうですし、貸付人さんのほうにも相談に乗っていただいて、その都度問題点を調整していきたいなど、そんな感じには思っています。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんで御質問などがありましたらお願いしたいと思います。

質問ありませんか。いいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、皆さんから何の質問もないということで、何と

いっても申請者さんの畑はもうきれいで実績のある畑でございますので、何の質問も、何もないのでと思います。

ということです。いろいろと御質問等に答えていただきまして、本当にありがとうございます。くれぐれも体には気をつけて農業に励んでいただきたいと思います。本日はありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の1、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。

全員挙手と認め、決定することにいたします。

次に、議案第1号の2について事務局より説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第1号の2について御説明をいたします。

借受人立会いの下、嶋田職務代理、森谷委員、川野委員、事務局で確認を行ってございます。

略図の2を御覧ください。略図2は、天王橋交差点の北西に広がる農地となります。事業計画の内容としましては、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定し、野菜を生産するというものでございます。

要件のほうですが、審査要件①全部効率利用要件ですが、借受人は現在約3,600㎡の農地を耕作しており、貸付人も1割以上の従事することとなっていることから、農地全体にわたって効率的に利用する要件を満たすものと考えます。

審査要件②農作業の常時従事要件です。申請者の従事日数が年間200日となっておりますので、要件を満たしていると考えます。

審査要件③地域との調和要件ですが、農薬の使用基準に従い、地域の環境に適した栽培を心がけるとのことですので、地域へ

の問題が生じることはないものと考えます。

また、本法律における要件、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、都市住民が農業を体験する取組を複数の要件のうち、1つ以上満たす必要がございます。本計画では、生産した農作物のおおむね5割以上を立川市や隣接する市等で販売することですので、要件を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えております。

議案第1号の2についての説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第1号の2について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず初めに、嶋田職務代理、お願いします。

2 番 この方ですけれども、農業を一生懸命やられている方でして、畑のほうも自己で所有しているところはおおむね野菜関係を中心として作付をなさってしまして、近隣の直売所とか、そういうところに出荷をされています。

それと、この方ですけれども、お子さん、長男ですとか長女、二女、家族全員で農業のほうをこれから頑張っていこうということで、今回この農地を借りるということでしたので、計画のほうもここに書いてあるように、夏野菜ですとか、この辺を中心に進めていきたいということでした。

機具のほうもこの今申請書のほうに出ているようなものは全部確認できておりますし、意欲もありますし、貸借をしてこれから肥培管理の方もちゃんとやってもらえenと思いますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、森谷委員、お願いします。

9 番 今、嶋田委員さんのほうから言われたとおり、一生懸命農

業をやっているらしいやいまして、今度借りるところは一応ナスとトウモロコシを栽培する予定とのことでした。ただ、借り受けた農地が今までかなりの草で農地パトロールでも問題になったところなので、除草が大変かなと。それだけはちょっと心配になりますけれども。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、川野委員、お願いします。

16番 今までの委員さんから御説明あったとおりなんですけれども、近所の方で借受人見つかったということで、大変よかったんじゃないかなと思っております。既に実績のある方ですので、特に問題ないんじゃないかなと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、証明書の発行を前提として申請人に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

都市農地の貸借円滑化法の規定による事業計画などについて御説明などをお願いしたく、本日出席をお願いをいたしました。御理解の上、御協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、私のほうから質問をさせていただきたいと思います。

都市農地の貸借円滑化法の規定による事業計画などについて御説明などをお願いしたく、出席をお願いしたところでございます。この法律は、生産緑地の貸借制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として、平成30年に施行された

ものでございます。本法律において申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査・決定し、市長が認定することにより、貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は、都市農地の有する機能の發揮に特に資する耕作の事業の用に供していることが要件となっております。申請人におきましては、生産した農産物のおおむね５割以上を立川市や隣接する市町村で販売する計画を掲げられております。そこで、当該事業内容の詳細について説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

申請人 よろしく申し上げます。

お借りした畑は、夏野菜を中心にナスとトウモロコシなど、終わったら葉物野菜などを中心にやっていきたいと思っております。私と息子、あと次女、時々長女も手伝ったりしてくれていますので、お借りしてやっていきたいなと思っております。

議長 ありがとうございます。

続きまして、当事業計画の認定につきましては、貸付人の責務についても掲げなくてははいけません。具体的には、借受人の年間従事日数の１割程度を貸付人が従事する必要があります。これは、将来相続が発生した際に主たる従事者の証明の発行を担保するため、貸付人の一定程度関与をあらかじめ計画しておくものです。そこでお聞きします。貸付人の従事作業等、関与の仕方についてお聞かせいただきたいと思います。

申請人 貸付人さんには、種まき、植付け、収穫とか、あと袋詰めまで、１週間に１回、２回ぐらいはお手伝いしていただこうかなとちょっと考えております。

以上です。

議長 ちょっと今の質問の中で、手伝っていただけると思いますがということになると、手伝ってもらえるということになっているんじゃないでしょうか。

申請人 はい、そうです。

議長 ということですね。

申請人　ちょっと年も年なので、体調が悪いときもあるかと思うのですが。

議長　手伝っていただけるということですね。

申請人　はい。

議長　分かりました。

それで、最後に委員の皆さんで御質問などありましたらお願いしたいと思います。

岩崎委員、お願いします。

1 1 番　岩崎と申します。すみません。

繰り返しでしつこくて申し訳ないんですけども、主たる従事者、1割従事でも主たる従事者なので、手伝っているというか、すごくこの農地の関与度合いとしては、主たる従事者として認定できるぐらいの貸付人さんの関与があるというふうに聞いてよろしいですか。お手伝いだけというわけでもないということよろしいですかね。

申請人　はい。

1 1 番　すみません。そこだけです。

議長　あとは、貸付人の方は、例えば畑の見回りとか、そういうのも従事したことにもなりますので。

申請人　分かりました。

議長　その辺も、また貸付人の方にはその辺はちょっと話しておいていただくと、いいかもしれないです。なので、1割ということ。よろしくお願いしたいと思います。

ほかに御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長　それでは、皆さんからも質問がないので、これで質問などは終わりしたいと思います。

本日は本当に暮れの忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。頑張って農業に励んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

〔申請人　退席〕

議長　それでは、議案第1号の2、都市農地貸借円滑化法の規定

による事業計画の審査・決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。

全員挙手と認め、決定することにいたします。

続いて、第2号です。議案の第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、10件を議題に呈します。

今回の現地調査では、件数が多かったため、2班に分かれて調査を行いました。後半の7番以降の補足説明は職務代理にお願いしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして御説明をいたします。

農地相続人の住所・氏名につきましては、記載のとおりとなります。

現地調査を鈴木会長、嶋田職務代理、宮岡委員、田中委員、清水委員、内野委員、宿谷委員、森谷委員、川野委員、岡部委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

まず、議案第2号の1と2は被相続人が異なるため別番号としておりますが、相続人は同一のため、調査をまとめて行っております。

まず、議案第2号の1になります。

幸町3丁目の1筆になります。

略図の1を御覧ください。略図の1は、砂川9番交差点の南西、自宅裏に広がる農地で、ネギやホウレンソウなど露地野菜を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。主に自家消費ということでございます。

続きまして、議案第2号の2、幸町1丁目の1筆となります。

略図の2を御覧ください。略図2は、JA東京みどりの本店の西に広がる農地となります。ソヨゴやヤマボウシなどの植木

を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の3、柏町4丁目の1筆と砂川町6丁目の2筆となります。

略図の3を御覧ください。略図3は、砂川5番の北に広がる農地となります。東側の農地では栗の生産をされており、境界も確認できております。枯れた栗の木を抜根したため農地に空いた箇所があり、今後栗を植え直すという予定とのことでございます。西側の農地については、ネギやハウレンソウなどを作付されておりました。こちらの農地の南西部分、窪んだところは当初道路を通す予定があり、別筆として納税猶予地から外しましたが、現在は生産緑地として利用されております。

議案第2号の4、砂川町4丁目の4筆となります。

略図の4を御覧ください。略図4は、砂川4番交差点の北、玉川上水路の南北に広がる農地となります。南側の農地では、ハナミズキやヤマボウシなどの植木を生産されておりました。北側の農地では、カエデやコニファーなど、多品種の植木を生産されておりました。畑内南側の納税猶予地から外した箇所は、井戸を設置した箇所となっております。どちらも肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の5、砂川町8丁目の1筆となります。

略図の5を御覧ください。略図の5は、砂川3番の北、武蔵村山市境の農地で、ブロッコリーや大根などの露地野菜を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。生産作物については主に自家消費をしているということでございます。

続きまして、議案第2号の6、柴崎町5丁目の1筆となります。

略図の6を御覧ください。略図6は、多摩川の程近くに広がる農地で、梅が植えられているほかは、春先までは耕うんのみとのことでした。肥培管理は良好でございます。この農地は適

格者証明時は丸筆で申請されておりましたが、税務署への手続き時に税理士と相談の上、納税猶予地を筆の一部にしたとのことでした。畑内に杭が設置され、両境界も確認できております。

続いて、議案第2号の7、一番町1丁目の5筆と4丁目の2筆になります。

まず、略図の7-1を御覧ください。略図7-1は、天王橋交差点の南に広がる農地となります。昭島市にまたがり広がる農地となりまして、春先の作付に向けて耕うんのみされておりました。

続きまして、略図7-2を御覧ください。略図7-2は、五日市街道の南、残堀川沿いの農地に広がる農地となりまして、ネギを生産されておりました。細く伸びる部分の納税猶予地内に市が設置した下水のマンホールがありましたので、その分については後で事務局のほうから御報告のほうをさせていただきますと思います。

続きまして、略図7-3を御覧ください。略図7-3は、西武拝島線北、残堀川沿いに広がる農地となりまして、こちらでもネギを生産されておりました。

略図7-1、7-2、7-3の3か所とも肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の8、一番町4丁目の2筆となります。

略図の8を御覧ください。略図8は、天王橋交差点の東、自宅前に広がる農地で、ミカンや柿などを生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の9、一番町1丁目の1筆となります。

略図の9を御覧ください。略図の9は、天王橋交差点の南東、自宅裏に広がる農地で、カエデやコノテガシワ、モクレンなどの植木のほか、大根や小麦などの露地野菜も生産されておりました。畑の南側の一部は元墓地で、納税猶予地から外しております。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

最後に、議案第2号の10、西砂町4丁目の1筆となります。

略図の10を御覧ください。略図10は、横田基地の南、市街化調整区域境に広がる農地で、カエデやアオキなどの植木生産のほか、春先の露地野菜の作付に向けて耕うんをされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第2号につきましては、以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第2号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

それでは、番号の1番と2番をまず初めに宮岡委員、お願いします。

13番 1番は、この方、かなりしっかり肥培管理もしており、土地もよく耕うんされておりました。ちょっと前までジャガイモとか芋類を植えていたんですけれども、もう収穫が終わって、今は葉物しかやっていないよと言って、多分ハウレンソウが植わっておりました。雑草なんかも取ってあって、よく管理ができていところで、問題ないと思います。

1番については以上です。

2番のほうは、こちらのほうは、説明がありましたように、ソヨゴなどが植えてありまして、それを売っているということで、時々親戚の方が来て手伝ってもらっているというふうな感じで行っておりまして、肥培管理等もよく、雑草なんかもちょこっとしかなくて、よく行き届いていたような記憶がございます。問題は特にはないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5番 特に付け加えることはありません。

議長 続きまして、3番です。田中委員、お願いします。

14番 3番の柏町の畑のほうは栗の木が植わっておりまして、栗が結構高木になっておりましたので、その老木のところに対しまして、事務局言ったとおり、再度栗の木を植えたいというよ

うなことを言うておりました。

また、砂川町のほうの畑でございますけれども、ここはネギと、先月でしたかね、小麦をまいたと言っているんですけれども、まだ芽が生えていなかったんですけれども、まあまあいいんじゃないかと思っております。特に問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 収穫物がそれほどたくさん取れるようにはお見受けできなかったんですけれども、庭先販売で販売されているというお話がありました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4 番です。清水委員、お願いします。

1 5 番 略図 4 の方ですが、植えてある植木は、事務局が言われたとおりの植木が植えてありました。玉川上水の北側の畑は、ほかの畑から移植した木ということで、大分、木が大きなものが、ほとんどが大きな木でした。境界も確認でき、肥培管理も良好で、特段問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 出荷は卸等にしているということで、極めて管理が良好で、見本園のような畑のお宅でした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、5 番です。内野委員、お願いします。

4 番 この方なんですけれども、申請者と御主人 2 人で農作業のほうはしております。境界石も確認できましたし、肥培管理のほうなんですけれども、若干少し低い草が目立ちましたので、そちらのほうは除草するようにと伝えておきました。一応取れた野菜は自家消費ということなんですけれども、これ、今やっ

ている申請者の自宅の周りは結構新しい住宅がたくさん建っているところなので、庭先販売をしたら多分売れると思うんですよ。一応そちらのほうをしたらどうですかと言っておきました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 内野委員が御説明いただいたとおりです。まだお若い御夫婦ですので、いろいろとこれから工夫されると思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、6 番を宿谷委員、お願いします。

7 番 この畑はちゃんと境界も入っていました。それで、梅の木が何本か植わっていて、梅ももう実ももいで、梅干を売っていると言っていました。あと、耕うんしているところは春にジャガイモを植える予定だと言っていました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

橋本委員、お願いします。

5 番 付け加えることはありません。

議長 続きまして、7 番から 9 番までです。森谷委員、お願いします。

9 番 7 番ですけれども、この方は結構広い面積をやられていまして、主にジャガイモ、ネギ、あとカボチャなど、ほとんどがカット野菜で、大手の会社に出荷されているということでした。

それと、略図の 7-2 の畑の北側の部分の細長い部分があるんですけれども、その真ん中ぐらいに雨水用のマンホールか何かがありまして、これはどういうあれなのか分からないですけれども、これからちょっと協議されるとのことでした。

それとあと、この方は、申請者の息子さんが一応、会社経営ということでやられていまして、農地の管理も作業のほうも従業員さんにやっていただいているとのことでした。

続きまして、8 番の方なんですけれども、ミカンと、あと大根、柿などを栽培されていまして、ハウスの中には赤カブがま

だ入ってありました。境界、肥培管理とも良好でしたので、問題ないと思います。取れた野菜は自家消費と、あと自宅販売になっているとのことでした。

続きまして、9番なんですけれども、この方は植木の生産がメインで、ほとんどが東京都の受託苗木をメインに栽培されているとのことでした。あと、後継者として長女の息子さんですか、その方が先行き農業を手伝っていただけるというお話でした。境界も肥培管理も良好でしたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、10番です。岡部委員、お願いします。

17番 こちらの畑はおおむね半分が植木の生産を行っておりまして、販路のほうは近隣の卸のところに買っているということでした。あと残り半分が自家用の野菜で、年間通してかなりいろんなものを作っているんですけれども、近隣に兄弟や親戚がかなり多くいるそうで、まず好きなだけ取っていいよというような形で、1年間作業しているようです。肥培管理を大変きれいにしておりましたので、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから何点か報告をしたいと思います。

まず、1番の方のところは、何の問題はないんですけれども、こちらについて3年前も私ここのところも調査に伺いまして、そのときに畑の中に建物が、やっぱりちょっと猶予を受けているのにあったところがあったんです、前は。それを、これは壊してくださいということで前回行ったときに話したら、すっかりきれいにするというので承諾を得たんですけれども、きれいになっていましたので、やはりこういった調査というのは、そういうところもある可能性もあるので、地元の農業者さんだけを、信用しないわけじゃないんですけれども、そういう分からないでやっている方も中にはいらっしゃるもので、やはりこの

引き続き農業経営の現地調査は、ただ石を見る、あと管理が好きなだけじゃなく、そういった建物が勝手に建っているとか、そういうこともあるので、この引き続き農業経営の現地調査というのは、そういう面でも非常に大事な調査なのかなと思います。余談であれして、すみません。

それとあと、6番の方です。こちらはちょっと、当初はこの面積より、この方が勘違いされていまして、実際はもう少し大きい数字だったということで税務署のほうから指摘がありまして、実際はこの面積ということで、後から境界の方も入れてありましたので、この面積で合っていたということで、やはりこの方もそういうちょっと勘違いされているところがあって、実際の面積と自分で思っている面積というのが違っていたということで、この方にもその辺もちょっと確認をしておきました。

一応私のほうからは補足説明は以上になります。

続きまして、職務代理よりお願いします。

2 番 それでは、7番から10番までをちょっと見てきました。

そして、7番の方ですけれども、今、森谷委員のほうからも報告があったように、ネギですとかカボチャですとか、そういうものを生産されていまして、カット野菜にほぼほぼ使っているということでした。

それとあと、7-2ですか、のところの細長いところのマンホールの件については、事務局のほうからちょっと調べてもらうということで当日言ってきましたので。

主事 では、7-2のマンホールの件、事務局のほうから御説明をいたします。

こちらのマンホールについては、付近の道路に降った雨水を集めて地下に浸透させる浸透ますのマンホールとなっておりまして。所管している道路課のほうに確認をしたところ、農地の所有者のほうから移設撤去の依頼があったというところで、今年度中には撤去工事を行うというところで伺っております。

以上でございます。

2 番 ありがとうございます。

以前からこの畑、ちょいちょいと問題になっている畑でして、特に今のマンホールの件がありましたので、その辺がようやくクリアになるのかなということで、今後いい形で肥培管理のほうをしてもらえればと思います。

あと、8番の方ですけれども、ここも、先ほど会長が言われていたと思うんですけれども、3年前に一部農地のところに門扉の基礎がちょっとかかっていたんですけれども、それはそのときに是正してくださいということだったんですけれども、その辺もちゃんと直って、石のほうも新たにきれいに入っていたので、その辺も確認はできております。

それと、9番の方ですけれども、一部、納税猶予を外れているところがあるんですけれども、ここは一応、内墓であったということなんですけれども、今後農地に変えていきたいというような意向もあるようですけれども、それにしては現地でちょっと場所が確認できないので、そういうことを考えているようであれば、ちゃんと内墓の位置を出しておいてくださいというお願いをしました。今後そういう多分相談なりが事務局にあると思いますけれども、またそのときにはよろしくお願いいたします。

10番の方ですけれども、岡部委員が言われたように非常にきれいに管理されていまして、その中で本人が麦を作っているんですけれども、これは食べるためじゃないんだと、夏場のスイカを作るための敷きわらにするんだというのをしきりにアピールしていましたので、かなり楽しみに夏場のスイカを作っているようでした。

あと、ほかに関しては、どこの畑も石のほうも確認できましたし、きれいに管理されていると思いますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 それでは、ただいま説明がありました件について、御質問等があったらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。

議案第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。

全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、そのほか事務局で何かございますか。

次長 事務局のほうからは特にはございません。

議長 それでは、ないようですので、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は 1 月 2 4 日金曜日、午後 3 時から、2 0 8 ・ 2 0 9 号室で行います。

本日も慎重審議をいただきまして、大変ありがとうございました。これで終わりたいと思います。

午後 3 時 5 8 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員